

## 実施方針等に関する質問回答（実施方針）

No.	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問事項	回答
1	実施方針	0				用語の定義	SPCへの出資割合に制限はございますでしょうか。 ※代表企業は出資割合50%未満であっても、最大出資等。	制限はありません。
2	実施方針	2	I-1	(8)		選定事業者の収入	「選定事業者の収入は、設計、施工、工事監理、所有権移転等に係る費用」とあるが、選定事業者から発注される項目が上記に該当しない経費（PM業務費等）であっても、選定事業者判断の為、特に制限は無いものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	実施方針	2	I-1	(8)		選定事業者の収入	一部学校を除き、本事業は交付金を活用する為、設計施工等の対価に関して市側の一括支払いであり、割賦調達はしない認識でよろしいでしょうか。 ※年度別の一括支払いもしくは年度別の竣工出来高を年度内に分割払いと想定。	お見込みのとおりです。なお、支払い方法に関しては、入札説明書等に示します。
4	実施方針	2	I-1	(9)		事業スケジュール（予定）	令和7年4月～令和10年3月末までの各年の空調機想定台数についてお教えいただけますでしょうか。	各年の想定空調機台数は事業者の提案に委ねるものとし、令和8年度以降とします。ただし、引渡し及びサービス対価の支払いは、令和7年度以降とします。一方で、今後公表する落札者決定基準においては、より早く整備できる提案を高く評価する予定であり、令和7年度中に整備する計画を妨げるものではありません。
5	実施方針	5	II-2			選定の手順及びスケジュール	本事業において、技術提案書のプレゼン会を開催する予定はございますでしょうか。	開催する予定です。詳細は、入札説明書等に示します。
6	実施方針	7	II-4	(1)	ア	入札参加者の構成と定義	「進捗管理や他の構成員との連絡調整などの統括管理業務を行う者が構成員となることを妨げない」とありますが、その場合9頁II-5-(1)入札参加者の共通参加資格要件を満たせば構成員と認められるものと考えてよろしいでしょうか。 ※統括管理業務を担う構成員が設計・施工・工事監理業種等とは限らない為。	統括管理業務等のその他業務を行う構成員等は、業種及び工種等の指定はありませんが、令和5・6年度札幌市競争入札参加資格者名簿に登録する必要があります。登録方法等の詳細は、入札説明書等に示します。
7	実施方針	7	II-4	(1)	ア	入札参加者の構成と定義	統括管理業務を行うものに求められる資格要件は、要求水準書（P4 10業務に必要な資格・要件）および実施方針書（P9 5(1)）に記載の内容でよろしいでしょうか。	前者は、お見込みのとおりです。後者は、No.6の回答を参照してください。

8	実施方針	7	Ⅱ-4	(1)	ア	入札参加者の構成と定義	「統括管理業務を行う者が構成員等となることを妨げない」と記載がありますが、統括管理業務役割以外に本事業を推進するプロジェクトマネジメント機能を担う者をその他役割として構成員とすることは可能でしょうか。また、統括管理業務役割やその他役割に求められる参加資格要件は、P9-10の(1)記載の共通参加資格要件のみという理解でよろしいでしょうか。	入札参加者の構成として、本事業を推進するプロジェクトマネジメント機能を担う者を構成員とすることを可能とします。 なお、参加資格要件は、No.6の回答を参照してください。
9	実施方針	8	Ⅱ-4	(1)	カ	入札参加者の構成と定義	SPCを設立する場合、最大の議決権を持つものが、複数存在することは可能でしょうか。	最大の議決権を持つものが、複数存在することを可能とします。ただし、代表企業は最大議決権を持つものから1社とします。
10	実施方針	10	Ⅱ-5	(2)	イ	「施工業務」を行う者の要件	『「電気」又は「管」の要件を少なくとも1者が全て満たし、複数者で「電気」及び「管」の両方の要件を全て満たしていること。』と記載があります。例えば3社(A,B,C社)で「電気」「管」の工事を行う場合で内1社(A社)が「電気」の要件を全て満たす場合、残りの2社(B社、C社)で「管」のa~bの要件を満たす必要があるという認識ですが、B社が「管の要件」の内、「a、b」を満たし、C社が「管の要件」の内、「c、d」を満たすことで問題ない(B社は管の要件c、dは不要/C社は管の要件a、bは不要)という理解でよろしいでしょうか。	複数社で「電気」及び「管」の両方の工事を行う場合、全社が担当する工事区分におけるa及びbの要件を満たすものとし、c及びdの要件は当該工事区分を担当する社のうち、1社以上が満たすことを要件とします。例えば、ア、イ、ウの3社で「管工事」を行う場合、ア、イ、ウそれぞれがa及びbの要件を満たし、かつc及びdの要件について、ア、イ、ウの3社の中で1社以上が満たす(c及びdの要件はそれぞれ別の社が満たすことで問題ない)ものとします。
11	実施方針	11	Ⅱ-5	(2)	ウ	「工事監理業務」を行う者の要件	(ア)札幌市競争入札参加資格者名簿のなかで、中分類が電気・管以外の工事種別で登録されている事業者が工事監理業務を行うことは可能でしょうか。	可能とします。
12	実施方針別紙2	2	1	No.15		不可抗力リスク	天災については地域特性も考慮し、雪害も市側負担として記載いただけますでしょうか。	不可抗力は、市及び事業者のいずれの責めにも帰しがない事象であり、天災等、具体的には、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災、有毒ガスの発生等の自然災害に属するものと、騒乱、暴動、戦争、テロ行為等の人為災害に属するものが該当します。雪害については、北海道地域における一般的な対策を講じたうえでも、なお市及び事業者のいずれの責めに帰しがない事象である場合、自然災害に該当します。
13	実施方針別紙2	2	1	No.17		経済リスク	物価変動リスクが市：△、事業者：○と記載ありますが、他のPFI事業同様に、事業契約書で定める一定の範囲を超えて、整備費等に関する物価変動があった場合には、事業契約書等に定める方法に基づいてサービス対価の変更を行う為、市側に△が記載されているものと考えてよろしいでしょうか。 現段階のスライド条項(料率等)の考え方をご教示ください。	お見込みのとおりです。 現時点では、着工時期の指数と比較して1.5%以上の差が生じた場合、生じた差分に応じてサービス対価の改定を行うことを想定しています。詳細は、事業契約書(案)に示します。
14	実施方針別紙2	2	1	No.17		物価変動リスク	各商材、部材のインフレに伴う対応について、発注後の契約変更は可能でしょうか。	各商材、部材のインフレに関しては、必要に応じてサービス対価の改定を想定しています。詳細は、事業契約書(案)に示します。

15	実施方針別紙2	2	1	17	物価変動リスク	N017で「設計・施工段階の物価変動（整備費に関するもの）」でリスク負担者が事業者となっておりますが、入札不調リスクや昨今の社会情勢を鑑み、リスク負担者については市のリスク分担として頂きたく考えております。	No.13の回答を参照してください。
16	その他					設計業務完了後、また対象校において所有権移転の完了したのものについては、出来高にて請求させていただくことは可能でしょうか。	サービス対価は所有権移転を完了した学校から出来高にて支払うことを想定しています。詳細は、入札説明書等に示します。
17	その他				瑕疵担保期間	本事業は維持管理業務が無い為、竣工引き渡し後の1年間を事業者側の瑕疵担保期間とし、瑕疵担保期間以降における故障等については、事業期間であっても市側負担と考えてよろしいでしょうか。	契約不適合責任期間は、1年間とすることを想定しています。一方で、今後公表する落札者決定基準において、所有権移転後のアフターサポートに関する提案があれば評価することを想定しています。
18	その他				暖房運転による故障	瑕疵担保期間であっても、暖房運転等による故障の場合は、市側負担と考えてよろしいでしょうか。 ※雪に埋もれている中での運転や寒冷地仕様ではなく標準仕様の機器運転による故障を想定。	お見込みのとおりです。
19	その他				外部足場について	高所作業車の利用も可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	その他				既存図面について	事業実施時には、既存の建築図・機械設備図、電気設備図等一式をご提供いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	現場調査				中央小学校	本校はまちづくりセンターと共用の建物となっているが、協議の上、室外機設置場所をまちづくりセンター側の敷地内に設置してもよろしいでしょうか。	実施設計段階にて協議のうえ、認められる場合には、設置して構いません。
22	現場調査				共通	受変電設備において、既設のトランスで電源容量が足りる場合、トランス増設なしの計画としてもよろしいでしょうか。 ※受変電設備(キュービクル)が狭陰地に設置されており、また収まり上トランスの増設が難しい学校が見受けられました。	既設のトランスで電源容量が足りるとした場合、その計算根拠を明らかにしたうえで、市と協議を行い、トランス増設なしの計画としても構いません。なお、市では学校ごとの詳細な使用電源容量(三相)は把握しておらず、情報提供する予定はありません。
23	現場調査				除雪について	室外機の設置位置検討の為、全校分の除雪ルート・幅が確認できる資料を頂けますでしょうか。 また、屋外廻りや中庭等、室外機設置不可の場所も併せてご教授願います。	貸与資料より事業者にて判断するものとします。また、室外機設置不可の場所については、図面作成後、学校と個別に調整のうえ、決定することを想定しています。
24	現場調査				電力契約について	受変電設備改修の際、電気暖房における融雪電力契約等(北海道電力割引メニュー)をやむを得ず解約となった場合、料金変更に伴い発生するエネルギー費用増加については、市側負担と考えてよろしいでしょうか。 ※やむを得ず=物理的に収まらない又は工事費が大幅に上がり、事業契約費内での対応が難しい場合。	原則として融雪電力の解約を伴う計画は想定していませんが、やむを得ない(代替手法を取り得ない)と認める場合に限り協議を可能とします。その場合、費用負担についても協議により定めることを想定しています。